

第32回神奈川県菓子コンクール出品要領

令和8年6月12日

神奈川県菓子コンクール実行委員会

神奈川県銘菓共励会、
神奈川県菓子工業組合、
(一社) 神奈川県洋菓子協会、
(公社) 神奈川県観光協会、
神奈川県

1 趣 旨

第32回神奈川県菓子コンクール（以下「コンクール」という。）は、県内で味・意匠・技術等が優れた菓子を募集し、特に優れたものをほう賞するものです。

コンクールで最優秀賞または優秀賞を受賞した菓子は、神奈川県銘菓として指定申請をすることができます。

2 出品者・出品物の資格等

- ・菓子製造業として、神奈川県内で営業許可を得ている事業者であること。
- ・本社または、出品する菓子の製造場所が県内にあること。
- ・出品する菓子は、出品者が自ら加工・製造を行い、原則として県内で、自らの店舗等で販売するもの。
- ・（詰め合わせと単品など）複数出品する場合は、同一商品での被りがないよう留意すること。
- ・神奈川県銘菓の指定を受けていない菓子であること。

※神奈川県銘菓を保有する事業者であっても、神奈川県銘菓に指定されている菓子と別の菓子であれば出品可能。

※出品する菓子は、和・洋を問わず出品可能。

3 申込み

(1) 第32回神奈川県菓子コンクール申込書

コンクールへの出品を希望する場合は、別紙「第32回神奈川県菓子コンクール出品申込書（別紙様式）」、「第32回神奈川県菓子コンクール調査票」及び「原材料表示貼付シート」に必要事項を記入し、お申し込み下さい。

※複数出品する場合、菓子1品あたり申込書1枚の提出が必要となります。

(2) 添付書類

○出品する菓子の写真

※コンクール終了後、記者発表や県が行う観光プロモーションでの商品紹介などに使用場合がありますので、事前に御了承ください。

○製菓衛生師資格証明

製菓衛生師免許証の写しを申込書に添付してください。

※「製菓衛生師」資格の有無については、審査の合計点が同点だった場合に考慮する、二次的加点要素とします。

(3) 申込区分

次の2区分のいずれかで申し込んで下さい（申込書に選択欄あり）。

	区分	菓子の条件など
ア	一般名菓の部	事業者が神奈川県（郷土）を代表する主力商品として展開したい菓子 (対象例) ・個包装されておらず、取り分けが必要な菓子 ・日持ちが短い（2～3日程度）
イ	観光みやげ品の部	事業者が神奈川県（郷土）を代表する主力商品として展開したい菓子であり、かつ神奈川県を訪れた観光客がお土産品として持ち帰り、配りたくなる菓子 ※観光みやげ品用の審査項目あり (対象例) ・個包装されており、配りやすい菓子 ・日持ちが長い（6日以上）

(4) コンクールの申込方法（提出先）

次の提出先まで、メール・郵送のいずれかで申込書をご提出下さい。

※メールの場合は、件名に「菓子コンクール応募」と記入してください。

※申込書を受領後、受領した旨をメール等にて連絡します。申込書の到着予定日から1週間以上経過しても受領の連絡がない場合は、恐れ入りますが、お電話でのご確認をお願いします。

（提出先）

神奈川県文化スポーツ観光局観光課 所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話：045-285-0739（土日祝日を除く 8時30分～17時15分） 担当：近藤 メール： kankou-promo.66u8@pref.kanagawa.lg.jp

(5) 申込期限（締切り）

令和8年10月18日（日）までに申込書をご提出下さい（期限必着）。

4 出品料

(1) 出品料

コンクール出品料	1品目	7,000円
	2品目以降	5,000円

※複数出品をする場合、申込区分（一般名菓・観光みやげ品）にかかわらず、2品目以降は1品あたり5,000円となります。

※出品料は10月23日（金）までにお振込みください。

(2) 支払方法等

コンクールの出品料は、申込み時に次の口座あて銀行振込によりお支払いください（振込手数料は申込者でご負担ください）。

※振込依頼人名は店舗名をカタカナでご記入ください。

振込先口座	横浜銀行 金沢支店 普通口座 口座番号： 6 1 2 8 6 6 6 口座名義 神奈川県菓子コンクール実行委員会 会長 杉山 和史 (カナガワケンカシコンクールジツコウイインカイ)
-------	---

(3) 払戻し

本会に収納された出品料は、原則として払戻しいたしません。

5 審査用菓子の提出（出品）

審査用菓子を次のとおりご提出下さい。

※申込みの募集終了後、事務局から個別に詳細な日時等をご連絡いたします。

(審査用菓子の提出)

日時	令和8年11月上旬～11月中旬 土日祝日を除く 8時30分～17時15分（予定）
場所	神奈川県文化スポーツ観光局観光課
数量	3箱（折）（予定）

※審査用菓子は本会への寄付とさせていただき、返却はいたしません。

6 審査

(1) 審査会

審査は、菓子業界・有識者・一般消費者・行政で組織する審査会において厳正に行います。

※審査会は非公開で実施します。

※申込者が多数の場合は、申込書類による一次審査を設ける場合があります。
一次審査の結果、出品による次の審査会に進めない場合は、審査用菓子の提出は不要となるため、同様、申込みの募集終了後、事務局から個別にご連絡いたします。

(2) 審査項目

見た目（色彩・形状・表現等）、味わい（風味、香り等）、嗜好性（お菓子らしさ）、包装・パッケージ、期待値、郷土色（神奈川県らしさ）、安全・安心（製菓衛生師の資格の有無）等について総合的に審査します。

観光みやげ品の部は、携帯性、みやげ品としての適性の審査項目が加わります。

※製菓衛生師の資格の有無については、審査の合計点が同点だった場合に考慮する、二次的加点要素とします。

7 ほう賞

コンクールの賞は、次の区分によります。

ただし審査の結果、その数を増減することがあります。

賞 区 分	一般名菓の部	観光みやげ品の部
最優秀賞（知事賞及び副賞）	1 点	1 点
優 秀 賞（会長賞及び副賞）	2 点	1 点
技 術 賞（会長賞及び副賞）	1 点	1 点

8 審査結果の通知

審査結果は、各出品者あてに文書で通知いたします（令和8年11月下旬以降）。なお、審査結果は、記者発表やホームページ等で菓子名や店舗名を公表します。

9 神奈川県銘菓の指定申請について

コンクールで最優秀賞又は優秀賞を受賞した菓子は、神奈川県銘菓の指定申請をすることができます。

なお、既に神奈川県銘菓を保有している事業者が、神奈川県銘菓に指定された菓子以外の菓子を出品し、最優秀賞又は優秀賞を受賞した場合は、当該菓子について、神奈川県銘菓の指定申請をすることができます。

10 賞の取消し

本コンクールで入賞した菓子が食品衛生法等法令違反により、行政処分又は書面による行政指導等を受けた場合は、賞を取り消す場合があります。

11 問合せ先

第32回神奈川県菓子コンクール実行委員会事務局

○神奈川県銘菓共励会

（電話）090-9232-6721 担当 齊藤

○神奈川県文化スポーツ観光局観光課

（電話）045-285-0739 担当 近藤